

【社会保険被扶養者(家族)の方へ】

下記の流れは、政府管掌の健康保険被扶養者を例にして説明しております。

1. 特定健康診査の申込方法

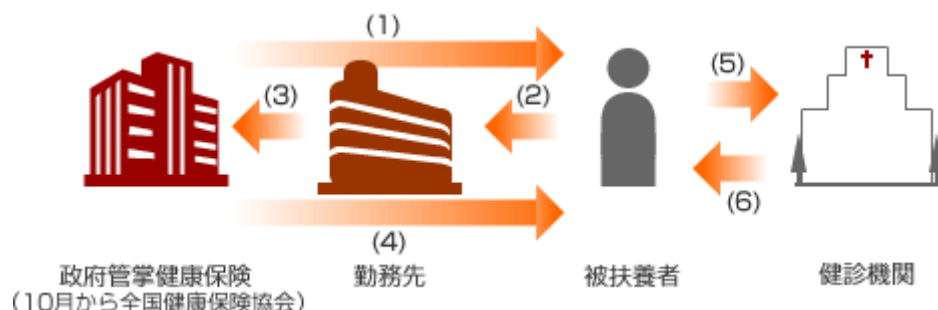
社会保険事務局は、被保険者の申込書とは別に、「特定健康診査受診券申請書」を事業者経由で、被扶養者に送付します。

特定健診を希望する被扶養者から提出された受診券申請書を基に、社会保険事務局において「特定健康診査受診券」を発行します。

2. 特定健診の受診

被扶養者は発行された受診券と健康保険証を持参のうえ希望する健診機関において特定健診を受診することになります。(事前に健診機関に受診予約が必要となります。)

3. 特定健康診査の受け方



- (1) 特定健康診査受診券申請書は勤務先を通じてお送りします
- (2) 申請書に必要事項を記入のうえ勤務先へ提出してください
- (3) 社会保健健康事業財団へ回付します
- (4) 特定健康診査受診券を送りします
- (5) ご希望の健診機関へ直接お電話等でお申込みください
(受診の際は受診券と健康保険証を必ずお持ちください)
- (6) 健診結果は直接皆様のところへお届けします

※特定健康診査受診券をお持ちでない方は、勤務先もしくは加入されている健康保険証に記載されている「保険者」にお問い合わせください。